

川西町告示第28号

令和7年度川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

川西町長 茂 木 晶

令和7年度川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊等の恐れのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除却を行う者に対し、補助金を予算の範囲内において交付することについて、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 町がこの要綱に基づき、老朽危険空き家の除却に対して補助を行うことをいう。
- (2) 老朽危険空き家 補助事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅で、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条の各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、構造一般の程度及び構造の腐朽又は損傷の程度の評点の合計が100点以上であるもの

イ 町長が特に除却の必要があると認める住宅

- (3) 住宅 併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものをいう。）を含み、一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 町内に存する老朽危険空き家であること。
- (2) この要綱以外の補助金等の交付を受けていないものであること。
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないものであること。
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないものであること。
- (5) 同一敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を受け老朽危険空き家の

除却を行っていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象住宅の所有者として登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている者

イ アに規定する者の相続人である者

ウ ア又はイに規定する者から補助対象住宅の除却について同意を得た者

エ その他町長が特に認める者

(2) 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない者であること。

(3) 申請者又は申請者の親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、不動産販売、不動産貸付、駐車場等を業とする者が行う除却である場合においては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費とする。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費又は当該住宅等の延べ床面積に次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を乗じた額のいずれか少ない方の額に5分の4を乗じて得た額とし、40万円を限度に予算の範囲内で交付する。

(1) 木造 当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知における、木造の1平方メートル当たりの除却工事費

(2) 非木造 当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知における、非木造の1平方メートル当たりの除却工事費

2 前項の規定により算出された補助金の交付額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金事前協議書（様式第1号）を町長に提出し、事前協議を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による事前協議があったときは、現地調査等を行い、川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金事前協議回答書（様式第2号）により、その協議結果を申請者に回答するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項において、協議結果が可と回答のあった申請者は、川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事実施(変更)計画書(様式第4号)
- (2) 登記事項証明書
- (3) 固定資産課税台帳登録事項証明書
- (4) 工事見積書の写し
- (5) 建物平面図
- (6) 現場写真
- (7) 納税証明書
- (8) 申請者が第4条第1項第1号イの相続人であって、補助対象住宅に係る所有者名義人の相続手続きが完了していない場合は、確約書(様式第5号)
- (9) 所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利者の同意書(様式第6号)
- (10) 補助対象住宅が複数の者の共有である場合は、老朽危険空き家除却工事施工同意書(様式第7号)
- (11) 補助対象住宅の所有者と土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意書(様式第8号)
- (12) 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書(補助対象住宅に係る所有人名義人の相続手続きが完了していない場合を除く。)(様式第9号)
- (13) その他町長が必要と認める書類

2 住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者とすることができる。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第10号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定を受けた者が違法な行為又は提出書類の記載事項に虚偽があると認められたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の交付の条件)

第10条 申請者は、補助金交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金変更承認申請書(様式第11号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止する場合においては、川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金中止承認申請書(様式第12号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(申請の取下げ)

第11条 申請の取下げができる期日は、交付決定通知後15日以内とする。

2 前項の申請があった場合は、交付の決定がなかったものとみなす。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第12条 申請者は、事業が交付決定に付された期日まで完了しない場合は、町長の指示を受けなければならない。

2 申請者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 申請者は、事業を完了したときは、当該事業の完了日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金実績報告書(様式第13号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 請求書又は領収書の写し(除却工事の施工者が発行したもの)

(3) 工事状況写真(施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの)

(4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条第1項の規定による届け出の写し(補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。)

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付額確定通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、速やかに川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付請求書(様式第15号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- (5) この要綱及びこの要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 補助事業の遂行ができないとき。

(補助金の返還)

第17条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の保管)

第18条 申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業等の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、これらを5年間保存しておかなければならない。

(立入検査)

第19条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。